

令和2年6月定例会 県土整備委員会（事前）

令和2年6月10日（水）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時53分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の所管事務及び6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重要事業の説明】（説明資料（所管事務））

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 徳島県危機管理関係手数料条例等の一部改正について
- 議案第4号 徳島県生活環境保全条例の一部改正について
- 報告第2号 令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料2）
- 「徳島県国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画」の進捗状況について（資料3-1，3-2，3-3）
- 「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況について（資料4-1，4-2）
- 避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について（資料5）

志田危機管理環境部長

最初に、6月定例会に提案を予定しております案件の説明に先立ちまして、お手元にお配りしております県土整備委員会説明資料（所管事務）によりまして、所管事務の御説明を申し上げます。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

最初に、危機管理環境部の組織についてでございます。

令和2年度危機管理環境部の組織機構の概要につきましては、記載のとおり1局，8課，1室，4センター等の体制となっております。

3ページを御覧ください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

まず、一般会計についてでございます。最下段計の欄の左から2列目に記載のとおり令

和2年度当初予算額は、総額で48億5,853万円となっております。

4ページをお開きください。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。最下段合計に記載のとおり3,720万1,000円を計上いたしております。

5ページを御覧ください。

繰越明許費の状況についてでございます。

危機管理政策課で10億円、消防保安課で1,000万円、環境首都課で3億9,210万円、安全衛生課で5,003万円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

次に、債務負担行為の状況についてでございます。

消費者政策課の鳴門合同庁舎施設改修事業工事請負契約につきましては、令和3年度に限度額1億2,485万7,000円の債務負担行為を設定いたしております。

6ページをお開きください。

危機管理環境部の重点事業についてでございます。

6ページから11ページに記載のとおり23項目の事業を掲げており、詳細につきましてはそれぞれ課長等から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

#### 勝間危機管理環境部次長

それでは、危機管理政策課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の13ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

危機管理政策課は、政策調整担当、事前復興・連携担当及び危機管理担当の3担当から構成されており、兼務・派遣職員を含め職員総数は30名となっております。

14ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり14億7,267万5,000円となっており、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて1,369万5,000円の減額、率にして前年比99.1パーセントとなっております。

16ページをお開きください。

繰越明許費の状況についてでございます。

防災総務費の危機管理調整費において、10億円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

17ページを御覧ください。

当課の重点事業についてでございます。

まず、危機管理体制強化の推進では、あらゆる危機事象から県民の安心・安全を確保するため、徳島県危機管理対処指針に基づき全庁を挙げた危機管理対応及び的確・迅速な組織運営を行います。

迅速かつ円滑な復旧・復興では、大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興を実現するため、徳島県復興指針に基づき事前復興の取組を推進します。

また、県内企業等におけるBCPの実効性向上に加え地域継続の取組を推進するとともに、県・市町村職員を対象とした研修により災害マネジメントを総括的に支援できる人材の育成や研究機関と連携し災害対応業務の標準化を推進します。

以上で、危機管理政策課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。  
よろしく願いいたします。

#### 佐藤とくしまゼロ作戦課長

それでは、とくしまゼロ作戦課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の19ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

とくしまゼロ作戦課は、防災・訓練担当、県土強<sup>じん</sup>靱化担当及び防災連携担当の3担当から構成されており、併任・兼務職員を含め職員総数は20名となっております。

20ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

21ページを御覧ください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり7億8,428万9,000円となっており、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて4,382万円の減額、率にして前年比94.7パーセントとなっております。

22ページをお開きください。

当課の重点事業についてでございます。

まず、災害対応力の強化では、官民連携の各種訓練を実施するとともに、徳島中央警察署新庁舎に万代庁舎のバックアップ機能を整備するなど災害対応力の強化を図ります。

県土強<sup>じん</sup>靱化の推進では、徳島県国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画に基づき安全・安心な地域社会の構築に向けた県土の強<sup>じん</sup>靱化を推進するとともに、市町村の防災・減災対策事業を支援いたします。

良好な避難所環境の確保では、避難所環境の向上を図るため、避難所の設置・運営に国際基準、スフィア・スタンダードを取り入れた取組を進めるとともに、避難所の新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

以上で、とくしまゼロ作戦課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。  
よろしく願いいたします。

#### 島田消防保安課長

それでは、消防保安課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の24ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

消防保安課は、消防担当、航空消防防災担当及び保安担当の3担当から構成されており、併任・兼務職員を含め職員総数は20名となっております。

25ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

26ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり3億3,656万5,000円となっており、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて8,645万5,000円の増額、率にして前年比134.6パーセントとなっております。

27ページを御覧ください。

繰越明許費の状況についてでございます。

防災総務費の航空消防防災体制運営費において、1,000万円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

28ページをお開きください。

当課の重点事業についてでございます。

まず、消防広域化の推進では、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実及び消防体制の基盤の強化を図るため、市町村の意見や地域の特性等を踏まえながら消防の広域化を推進します。

消防防災ヘリコプターの運航体制の強化では、消防防災ヘリコプターの安全性の向上及び充実強化を図るため、的確な運行管理を実施するとともに、安全確保に必要な体制、設備等を整備し消防防災ヘリコプターの安全かつ効果的な運用を推進します。

消防団の充実強化では、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図るため、学生や女性、消防団OB等の多様な人材を活用した消防団員の確保や事業者との連携による消防団支援の環境づくりを推進します。

以上で、消防保安課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

谷口防災人材育成センター所長

それでは、防災人材育成センターの所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の30ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

防災人材育成センターは、啓発・人材育成担当及び消防学校担当の2担当から構成されており、兼務職員を含め職員総数は14名となっております。

31ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

32ページをお開きください。

重点事業についてでございます。

地域防災力の強化では、避難所における良好な生活環境を確保するため、健康被害に重点を置いた避難所運営訓練を実施いたします。

また、市町村による避難所運営体制の構築を支援するとともに、地域の防災リーダーとなる人材育成を支援します。

さらに、消防職員・団員が安全かつ的確に業務を遂行するため、必要となる技術や知識に係る教育訓練を行います。

以上で、防災人材育成センターの所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 熊尾環境首都課長

それでは、環境首都課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の34ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

環境首都課は、気候変動対策・環境創造担当及び自然環境担当の2担当と自然エネルギー推進室においては、自然エネルギー推進担当、水素グリッド推進担当の2担当から構成されており、併任職員を含め職員総数は23名となっております。

35ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

37ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり6億6,088万9,000円となっており、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて3億6,857万7,000円の増額、率にして前年比226.1パーセントとなっております。

38ページをお開きください。

繰越明許費の状況についてでございます。

環境衛生指導費の一般環境対策費において、3億4,000万円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

また、自然公園等施設整備事業費においては、5,210万円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

39ページを御覧ください。

当課の重点事業についてでございます。

まず、総合的な環境施策の推進では、環境首都・新次元とくしまの実現を目指し、各種施策の推進や活動の支援に加え、県民の環境に関する意識を高めることにより脱炭素、循環型社会の構築を推進いたします。

また、自然公園等の施設整備に努めるとともに、希少動植物の保護や生物多様性の確保を推進するため、生息状況等の調査や啓発等を行います。

気候変動対策の推進では、脱炭素社会の実現に向け徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づく総合的な気候変動対策を実施します。

また、自然エネルギー立県とくしま推進戦略に基づくエネルギーの地産地消や水素エネルギー導入施策の積極展開による水素社会の早期実現に向けた取組を推進いたします。

以上で、環境首都課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 杉山環境指導課長

それでは、環境指導課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の41ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

環境指導課は、施設整備担当、審査指導担当及びゴミゼロ推進担当の3担当から構成されており、併任・兼務職員を含め職員総数は16名となっております。

42ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

43ページを御覧ください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり1億7,251万9,000円となっております、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて1,498万4,000円の増額、率にして前年比109.5パーセントとなっております。

44ページをお開きください。

当課の重点事業についてでございます。

廃棄物処理対策及び循環型社会形成の推進では、一般廃棄物の適正処理を推進するため、関係市町村等に対して技術的援助を行います。

また、不適正処理の未然防止のため、立入調査の実施や優良処理業者認定制度により業者の育成と産業廃棄物の適正処理を推進します。

さらに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、循環型社会の形成に努めます。

以上で、環境指導課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

#### 奈須環境管理課長

それでは、環境管理課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の46ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

環境管理課は、企画・大気担当、水質担当及び土砂・環境影響担当の3担当から構成されており、兼務職員を含め職員総数は16名となっております。

47ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

48ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり2億1,418万5,000円となっております、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて976万9,000円の増額、率にして前年比104.8パーセントとなっております。

49ページを御覧ください。

当課の重点事業についてでございます。

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、公害防止対策の推進を図るため、環境の監視や工場などへの立入調査を実施し汚染物質の排出抑制を推進します。

また、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画等に基づき、環境保全の取組強化に努めます。

さらに、化学物質の適正管理、汚染土壌の拡散防止対策、アスベスト飛散防止対策等に

取り組み、環境汚染の未然防止に努めます。

環境影響評価の推進では、開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導により、生活環境や自然環境の保全に努めます。

以上で、環境管理課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

### 三宅保健製薬環境センター所長

それでは、保健製薬環境センターの所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の51ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

保健製薬環境センターは、総務企画担当、保健科学担当、製薬衛生担当、大気環境担当及び水質環境担当の5担当から構成されており、兼務職員を含め職員総数は31名となっております。

52ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

53ページを御覧ください。

重点事業についてでございます。

調査研究の充実では、保健衛生・薬事及び環境分野において試験研究を実施し、その成果を普及することなどにより保健衛生の向上、環境保全及び製薬業の振興に寄与するとともに、施策に反映させることで県民の安全・安心の確保に努めます。

以上で、保健製薬環境センターの所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

### 小林消費者政策課長

それでは、消費者政策課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の55ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

消費者政策課は、消費企画担当、消費者行政推進担当、新未来創造・国際担当及びくらし安全担当の4担当から構成されており、併任・兼務職員を含め職員総数は61名となっております。

57ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

58ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり3億3,148万7,000円となっており、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて3,252万3,000円の減額、率にして前年比91.1パーセントとなっております。

59ページを御覧ください。

債務負担行為の状況についてでございます。

鳴門合同庁舎施設改修事業工事請負契約につきましては、令和3年度に限度額1億

2,485万7,000円の債務負担行為を設定いたしております。

60ページをお開きください。

次に、当課の重点事業についてでございます。

まず、新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着では、高度で専門的な消費者相談に対応するため、県消費者情報センターの体制強化や市町村消費生活センターとの連携・支援体制の充実を推進します。

また、消費者庁と連携したモデルプロジェクトの成果を創出し、徳島モデルとして全国に発信します。

国際連携ネットワークの推進と世界展開では、令和2年度に開設される消費者庁・新未来創造戦略本部と連携し、国際連携ネットワークを活用した国際交流や情報発信に取り組むとともに、国際的な視点を踏まえた持続可能な消費者行政・消費者教育を徳島から展開します。

安全安心な県民生活の推進では、県民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動の展開や広報・啓発等を実施します。

また、徳島県安全で安心なまちづくり条例に基づいた犯罪防止に関する活動を推進するとともに、徳島県再犯防止推進計画に基づく再犯防止施策や犯罪被害者等に対する支援施策を推進します。

以上で、消費者政策課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

#### 山本安全衛生課長

それでは、安全衛生課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の62ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

安全衛生課は、H A C C P食品安全担当、水道・生活衛生担当及び食品表示企画担当の3担当から構成されており、兼務職員を含め職員総数は27名となっております。

63ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

65ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

一般会計におきまして、当課の令和2年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり8億8,592万1,000円となっております、更に三つ右隣に記載のとおり前年度予算額に比べて7,588万1,000円の増額、率にして前年比109.4パーセントとなっております。

66ページをお開きください。

都市用水水源費負担金特別会計の令和2年度当初予算額は、3,720万1,000円となっております。

67ページを御覧ください。

続いて、繰越明許費の状況についてでございます。

食品衛生指導費の食肉衛生検査所運営費において、1,334万円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

また、環境衛生指導費の上水道施設整備管理指導費において、3,669万円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

68ページをお開きください。

当課の重点事業についてでございます。

まず、食の安全安心の実現では、徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連事業者への監視指導及びHACCPに沿った衛生管理の導入を支援するとともに、消費者への情報提供を行うことで食品の安全確保対策を推進します。

また、食品表示Gメンによる監視・指導體制を強化し、相談窓口や講習会等による事業者支援を行うとともに、食品表示を健康づくりや適正な消費活動に活用できる人材を育成します。

安全安心な生活環境の実現では、生活衛生関係営業者の衛生水準の向上による業界の発展や魅力発信、後継者育成などによる活性化を支援します。

また、水道事業者に対し国の補助金・交付金制度の活用や広域連携の取組に対する助言・指導を行い、経営基盤の強化や施設の強<sup>じん</sup>靱化を促進します。

動物由来感染症対策の推進では、人・動物間での感染症を防止するため、One Health（ワンヘルス）の実現を目指し、動物由来感染症ネットワーク・徳島モデルを構築します。

以上で、安全衛生課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

#### 坂東食肉衛生検査所長

それでは、食肉衛生検査所の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の70ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

食肉衛生検査所は、企画総務担当、検査・HACCP推進担当及び試験検査担当の3担当と西部支所から構成されており、兼務職員を含め職員総数は36名となっております。

71ページを御覧ください。

当所の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

72ページをお開きください。

重点事業についてでございます。

食肉、食鳥肉の安全・安心の確保では、食肉及び食鳥肉の安全性を確保するため、と畜場及び食鳥処理場における汚染調査や残留医薬品検査及び施設の監視指導を確実に実施します。

また、HACCPシステムの導入により衛生管理の高度化を推進するとともに、徳島県HACCP認証制度の普及・浸透を通じ、県産食肉・食鳥肉の安全・安心ブランドの確立を図ります。

以上で、食肉衛生検査所の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

#### 中村動物愛護管理センター所長

それでは、動物愛護管理センターの所管事務につきまして、御説明を申し上げます。  
お手元の説明資料の74ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

動物愛護管理センターは、企画衛生担当、愛護管理担当の2担当から構成されており、兼務職員を含め職員総数は8名となっております。

75ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

76ページをお開きください。

重点事業についてでございます。

動物愛護及び適正管理の推進では、徳島県動物愛護管理推進計画に基づき、官民協働で動物愛護と適正管理を推進し、助けられる犬・猫の殺処分ゼロを目指します。

また、不妊去勢手術の推進や適正飼養の徹底による収容頭数の削減を図るとともに、譲渡交流拠点施設きずなの里を活用した譲渡の推進、ふれあい体験教室を通じた愛護意識の定着に努めます。

以上で、動物愛護管理センターの所管事務についての説明を終わらせていただきます。  
よろしく願いいたします。

志田危機管理環境部長

危機管理環境部の所管事務の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、危機管理環境部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元には、6月補正予算の先議分として県土整備委員会説明資料及び6月補正予算の通常分として県土整備委員会説明資料（その2）の2冊をお配りしております。

はじめに、県土整備委員会説明資料を御覧ください。

令和2年度6月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむを得ず事業を中止としたものや予定どおりの実施が困難となった事業について見直しを行い、緊急対策予算の財源を確保しつつ再編成等を行った事業について、今回先議をお願いするものでございます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における6月補正予算案といたしまして、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり709万5,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で69億3,262万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「事前復興」推進事業の復興まちづくりキャンペーンの開催や災害マネジメント力向上事業の東京での研修参加が困難となったため、減額をお願いしております。

また、②防災センター運営費、アのうちで学ぶ「防災講座」につきましては、防災人材育成センターにおきまして災害時における新型コロナウイルス感染症への備えをはじめとした防災啓発コンテンツを制作し、県ホームページ、動画配信サイトなどを活用して県民の皆様への啓発を展開するための経費についての増額を計上しており、最下段左から3列目に記載のとおり合計で957万5,000円の減額をお願いしております。

3ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課でございます。

近畿府県合同防災訓練の見直し決定を受け、減額をお願いしております。

また、①防災対策指導費、アの「とくしまシェイクアウト」訓練実施事業につきましては、県民の防災意識の向上と災害対応力の強化を図るため、民間事業者等と連携し広く県民に参加を呼び掛けるとくしまシェイクアウト訓練、県民一斉防災行動訓練を実施するための経費の増額、更にイの避難所感染症対策モデル検証事業につきましては、避難所を開設する際の資機材の選定・活用や具体的なレイアウト等をモデル的に検証し市町村に提示することにより、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を支援するための経費の増額を計上しており、最下段左から3列目に記載のとおり合計で3,454万円の減額をお願いしております。

4ページをお開きください。

消防保安課でございます。

徳島県消防操法大会の開催が困難となったため、減額をお願いしております。

また、①消防指導費、アの119（イチイチキュウ）救急搬送体制整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に必要な感染防止資器材を整備し、救急隊員の感染防止対策の徹底を図るための経費の増額を計上しており、最下段左から3列目に記載のとおり合計で987万3,000円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

環境首都課でございます。

環境とビジネスに関するイベントやエコみらい環境フェスティバル等の開催が困難となったため、減額をお願いしております。

また、①一般環境対策費、アのとくしまスマート環境講座創設事業につきましては、オンライン出前授業やリモート環境首都学校講座など、新しい生活様式による新たな環境啓発活動を全県下で実施するための経費の増額を計上しており、最下段左から3列目に記載のとおり合計で234万8,000円の減額をお願いしております。

6ページをお開きください。

環境指導課でございます。

ゴミゼロ推進講習会の開催が困難となったため、24万円の減額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

環境管理課でございます。

小中学校を対象としたとくしまSATOUMIスクールに係る普及啓発等の実施が困難となったため、90万円の減額をお願いしております。

8ページをお開きください。

消費者政策課でございます。

国際消費者フォーラムをWeb配信等に組み替えることとしたことなどにより、減額をお願いしております。

また、①消費者行政推進費、アの消費者被害防止！安全・安心向上事業につきましては、特別定額給付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策に便乗した詐欺や悪質商法から高齢者等の消費者被害の未然防止に取り組むための経費の増額を計上しており、最下段左から3列目に記載のとおり合計で2,108万8,000円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

安全衛生課でございます。

獣医学生のインターンシップの受入れやリスクコミュニケーションフォーラムの開催が困難となったため、減額をお願いしております。

また、①動物愛護管理費、アの新型コロナウイルス感染症患者ペット対策事業につきましては、ペットを介した2次感染予防のため、徳島県獣医師会と連携し相談窓口の設置、預かり先の確保及びペットの取扱いに係る啓発を実施するための経費の増額、更に①生活衛生指導助成費、アの生活衛生関係営業継続応援事業につきましては、売上げが減少した生活衛生関係業者に対する給付金により事業の継続と雇用の維持を図ることを目的とし、4月臨時会においてお認めいただいた内容に加えまして、支給対象者の要件緩和などによる給付金の増額を計上しており、最下段左から3列目に記載のとおり合計で6,591万3,000円の増額をお願いしております。

なお、今回減額補正をお願いしている事業につきましては、今後の感染状況や実施基準の緩和などを注視し、事業執行の必要が生じた場合には改めて予算計上をお願いするなど速やかな予算措置に努めてまいります。

6月補正予算の先議分に掛かる説明については、以上でございます。

続きまして、お手元の6月補正予算の通常分にかかる県土整備委員会説明資料（その2）によりまして、御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における6月補正予算案といたしまして、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり200万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で69億3,462万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明を御説明申し上げます。

消防保安課でございます。

消防力の維持・強化に有効な手段である消防広域化の推進のための課題解決に向けた取組を支援するための経費として、200万円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

その他の議案等として、条例案を2件提出しております。

まず、アの徳島県危機管理関係手数料条例等の一部改正についてでございます。

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

次に、イの徳島県生活環境保全条例の一部改正についてでございます。

水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例における条項の引用箇所について所要の整理を行うものでございます。

4ページをお開きください。

令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

さきの2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定したことを御報告させていただきます。

危機管理政策課所管の危機管理調整費が8億1,586万4,650円、消防保安課所管の航空消防防災体制運営費が600万円、環境首都課所管の一般環境対策費が3億4,000万円、自然公園等施設整備事業費が5,096万円、安全衛生課所管の上水道施設整備管理指導費が3,179万3,000円、食肉衛生検査所運営費が1,174万2,000円となっております。

今回、繰り越しました事業につきましては、早期の事業完了、事業効果の発現に努めてまいります。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、5点御報告いたします。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

4月の臨時議会以降の動きについて、簡単に御説明いたします

5月1日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、県立学校の臨時休業期間について5月20日までの2週間延長を行い、都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛や県外客お断りの取組への協力を要請しました。

また、5月4日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、政府により緊急事態宣言が5月31日まで延長されたため、県立学校の臨時休業期間を延長する一方、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、新しい生活様式の実践を要請しました。

5月14日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、本県を含む39県において緊急事態宣言が解除されたことから、5月21日からの学校の再開を決定するとともに、過度の緩みが生じないよう緊急事態宣言発令中は、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛等を要請いたしました。

5月21日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、京都府、大阪府、兵庫県の関西2府1県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、県においては次なる感染拡大の波に備えるため、感染リスクに留意しつつ段階的に社会経済活動レベルを上げていくこととし、各業界団体が作成した業種ごとのガイドラインに基づき積極的に実践し感染拡大の予防に取り組むよう周知いたしました。

また、5月25日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、全国に発令されていた緊急事態宣言が全て解除となったところであり、今後は第2波、第3波に向けた感染防止対策を進めるとともに、段階的に社会経済活動を引き上げていくことが急務となっているため、都道府県をまたぐ移動の自粛やイベントの開催等については、新しい生活様式の浸透と感染拡大予防ガイドラインの実践を図ることを前提とし、順次緩和しているところです。

このような取組を県民・事業者・県が一丸となって実践するため、とくしまスマートライフ宣言！を作成し取り組むべき実践例を示すことにより、事業者の社会経済活動を促し

県民の皆様の安全で安心な暮らしを守り、感染症に強い新しい徳島づくりに取り組むことといたしました。

5月29日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、今後、万一感染拡大の傾向が見られる場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を講ずる際の判断基準としてとくしまアラートを設け、感染状況の段階に応じた対応方針を示したところであります。

このとくしまアラートについては、新たに設置した徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見を伺いながら運用を図ってまいります。

今後とも、第2波、第3波に備え、全庁を挙げて感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況についてでございます。

4月臨時会においてお認めいただいた危機管理調整費20億円の執行の概要でございますが、まず危機管理環境部におきまして、今後想定される新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えた感染防止意識の醸成と県民や事業者の皆様が冷静に対応できる体制づくりの強化のため、新しい生活様式の情報発信に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送時における感染防止対策に万全を期すため、消防機関に対し感染防止資器材の整備の支援を行い、救急隊員の感染防止に努めてまいります。

次に、商工労働観光部におきまして、県民の皆様の観光需要を喚起し、この機に徳島の魅力を再発見いただくための観光促進キャンペーンを展開してまいります。

次に、教育委員会におきまして、GIGAスクール構想の加速化を図るため、市町村の手挙げ方式によるオンライン教育のモデル事業を創設することといたしました。

危機管理調整費の執行におきましては、県民の皆様の安全・安心の確保はもとより、業と雇用の継続・支援につきましても、タイムリーかつ切れ目のない施策を実施してまいります。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

徳島県国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画の進捗状況についてでございます。

徳島県国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強<sup>じん</sup>靱さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強靱化を推進するための計画であります。

本県では平成27年3月に計画を策定し、推進期間の4年が経過した昨年11月には、昨年9月議会での御論議を踏まえ事前復興やSDGsなどの新たな視点を反映させ改定を行いました。

まず、令和元年度末の進捗状況につきましては、それぞれの取組を達成、順調、要努力の3段階で評価しており、全取組数167件のうち達成が11件、順調が148件、要努力が8件となっております。

その下に令和元年度に達成となったもの、要努力となったものを抜粋させていただいております。

次に、資料3-2を御覧ください。

徳島県国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画の改定（案）についてでございます。

まず、Ⅰ、国土強<sup>じん</sup>靱化関係の補助金・交付金事業の追加といたしまして、国土強<sup>じん</sup>靱化予算の重点化、要件化等により地域の国土強<sup>じん</sup>靱化の取組を一層促進するとの国の方針を踏まえ、徳島県国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画（案）に国土強<sup>じん</sup>靱化関係の補助金・交付金事業を追加いたしました。

詳細につきましては、資料3-3を御覧ください。

次に、Ⅱ、項目の追加等といたしまして、避難所の新型コロナウイルス感染症対策に係る三つの新たな取組と二つの具体的な目標を追加しております。

次のページをお開きください。

重要業績指標の見直しといたしまして、順調に推移している項目についての目標の上方修正と新たな目標の追加を行ったものでございます。

具体的には、県管理河川、重点対策河川の整備の推進など3項目について、目標の上方修正を行うとともに、また小見野々ダム再生の促進など5項目について、新たな目標を追加しております。

続きまして、資料4-1を御覧ください。

とくしま-0 作戦地震対策行動計画の進捗状況についてでございます。

とくしま-0 作戦地震対策行動計画は、徳島県国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画の部門計画として位置付けられているものであります。

まず、令和元年度末の進捗状況につきましては、それぞれの取組を達成、順調、要努力の3段階で評価しており、全取組数377件のうち達成が75件、順調が293件、要努力が9件となっております。

その下に令和元年度に新たに達成となったもの、要努力となったものを抜粋させていただいております。

次に、資料4-2を御覧ください。

とくしまゼロ作戦地震対策行動計画の改定（案）についてでございます。

まず、1、取組事業の追加といたしまして、避難所の新型コロナウイルス感染症対策に係る項目を新たに3項目追加いたしました。

次に、2、取組事業の見直しといたしまして、順調に推移している高校生防災士の養成など7項目について、目標の上方修正を行いました。

以上、御説明させていただいた二つの計画の進捗状況等につきましては、本年5月26日に開催いたしました学識経験者等の皆様で構成される推進委員会において、委員の皆様から御助言を頂いたところであり、更に今議会で御論議いただいた上で、県民の皆様公表するとともに適切な進捗管理を図ってまいります。

続きまして、資料5を御覧ください。

避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について（5月末時点）でございます。

去る4月21日に策定いたしました避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策対応方針に基づき、避難所を開設する市町村と連携して具体的な取組を進めているところであります。

1, サブ避難所の確保につきましては、全市町村で検討していただいた結果、当面17市町村でサブ避難所の確保に向けた対応を進めており、うち10市町において166か所のサブ避難所が確保されております。

2, 避難所以外の避難につきましては、（1）テント泊として勝浦町、神山町など9市町村において検討が進められております。

また、（2）車中泊につきましても、石井町、北島町など14市町村において検討が進められております。

さらに、（3）ホテル、旅館等につきましては、11市町が検討を進めており、うち阿南市と美波町では管内の宿泊施設と受入れに関する協定が締結されたところであります。

3, 避難所でのスペースの確保につきましては、（1）十分なスペースの確保としてパーティションやテントの活用、空き教室等の利用など全市町村で何らかの取組が進められているところあります。

（2）発熱、咳等の出た者の専用スペースの確保につきましても、佐那河内村や神山町をはじめ全市町村で取組が進められております。

引き続き、市町村と連携いたしまして、避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岩佐委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

たくさんありがとうございます。

いろいろ聞いていまして、足りないかなと思うところだけ簡単にお聞きします。

徳島県では、幸いなことに新型コロナウイルスの感染例が5例で少ないんですけども、それに対する風評被害といいますか、聞くところによりますと県外のほうに行かないといけないといった、感染を受けられた方に対してのバッシングというものが懸念されております。

それはなぜかと言いますと、今、感染の状況を調べるためにPCR検査、抗体検査、抗原検査というものを行っていますけれども、例えば抗体検査で陽性になったときにPCR検査を受けるといふふうになるんですけども、PCR検査を受けた方が仮に陽性になったときには、田舎であればあるほど風評被害が非常に懸念されるという状況があります。

それに対する対応といいますか、そういうものに対してもう少し予算化されているのか、どういう状況なのかお聞きしたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、大塚委員のほうから感染をした場合に風評被害を受けるのではないかと、そう

いった対策はといった御質問でございます。

我々といたしましては、患者、あるいは医療従事者の方々に対するそういった根拠のない、いわれのない被害につきましては強く懸念をしているところでございます。

それらに対しましては、様々な広報の機会を捉えまして、そういった患者やその家族、あるいは医療従事者の方々に対するいわれのない偏見・差別につながりかねないような言動を控えていただけるように、強く県民の皆様方にお伝えさせていただいているところでございます。

まずは、実際の感染状況をしっかりと把握すること、それと対応していただく医療従事者の方々をしっかりと守っていくことが、今はちょっと落ち着いてますけれども第2波、第3波が来たときにそれを迎え撃つためにも、必ず必要なものだというふうに思っているところでございます。

県としても機会を捉えまして、医療従事者、患者、あるいは家族に対する偏見・差別、人権差別を厳に慎むべきであるというメッセージを今後とも継続的に発してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それらにつきましても、今後新型コロナウイルス感染症の様々な啓発の関係で、当部だけでなく全庁的に予算を確保しているところでございますので、そういったものもしっかりと活用しながら、そういったメッセージを県民の皆様方、あるいは国民の皆様方に発していきたいというふうに思っているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。

徳島県ではまだそういったものは少ないかもしれないですが、医療従事者の場合は感染していなくても感染者と接触するということですので、医師や医療従事者以外の家族というだけで、そういったことがこれから非常に懸念されますので、そういった事態に対しての対策を行っていただきたいと思えます。

御承知かもしれませんが、阿波市では、市民の方々がそういうことがないように応援団を結成するということです。そういうことも非常に大事なことだと思いますので、それは新型コロナウイルス感染症に対して適切に対処する非常に大事なことです。是非一生懸命にやっていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

岩佐委員長

午食のため休憩いたします。（11時46分）

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質問をどうぞ。

元木委員

それでは私のほうから何点か新規の事業につきまして質問を、あと所管説明がありまし

たので所管の質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今年初めて県民環境部のほうから危機管理環境部に環境を所管する部局が入るということで、これはどういった経緯でこういうふうになったのかということをお伺いしたいのと、これに加えて所管事項について何か変化があったのかについてお伺いをさせていただきます。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、元木委員より今年度から環境サイドが危機管理と一緒にやってきたというところがございますけれども、正に危機管理の部分で特に自然災害等々があった場合にそういったものが一緒になっていきますし、また気候温暖化の状況につきましても、これは一つの危機事象というような捉え方もできるというようなことで、一体的に取り組めば、例えば災害の応急復旧、事前復興の視野を含めると一緒にできるじゃないかというようなことで、今年度から一つの中でというところがございます。

業務としては、昨年度まで県民環境部にありました環境サイドの三つの業務がそのまま昨年度までの危機管理部と一緒になっています。

#### 元木委員

近年はSDGsという流れもありまして、グローバルに考えていくというような風潮がございますので、県においてもまずはグローバルな環境課題をどうするのかといった視点で、環境施策を打っていく時代になっておるのかなと思えます。

加えて今回のコロナ禍<sup>か</sup>によりまして、このような感染症対策と環境破壊の関係をしっかりと捉えていただいて、環境問題だけではなくて幅広く県政の課題と環境問題を結び付けていく取組が重要になってくるのかなと思えます。

そういう意味で今年度、関係部局が新たに船出をしておるわけがございますけれども、そういった視点でしっかりと取り組んでいただきたい次第でございます。

そういう中で、私自身もちょっとすっきりしない点があるんですけども、国の環境省の環境施策と都道府県が行う業務、それと市町村が行う業務がありまして、今御答弁いただいたような施策体系の中で、環境施策における都道府県の役割というのはどういったものであるのか。

当然、西部総合県民局や南部総合県民局等でも環境対策に取り組んでおられるんですけども、県庁と県民局との役割分担がそれぞれどういった認識であるのか、基本的な部分でお答えいただければと思えます。

#### 熊尾環境首都課長

ただいま、環境問題に関しまして国、県、市町村等の役割や県の取組等について御質問いただいたところがございます。

国、県、市、更には事業者から県民の皆様につきましては、法令等で定められたそれぞれの役割と責務というのが定められておるところでございます。

この多くは、双方密接に関係しているところがございますので、連携して取り組んでいくところが大切というふうにご覧いただけます。

まず、県庁内の取組としましては、一つの例としまして気候変動推進計画というものがございすけれども、その中で各部局が連携してこれらの計画に定める各種の目標を達成するためにそれぞれの強みを生かして取組をしているところでございます。

また、環境部局におきましては、県民との協働事業のマンモス化を目指しまして環境活動連携拠点エコみらいとくしま、これは徳島市西新浜町のほうにございすけれども、これを設置しまして県や市町村が実施する環境保全や創造に関する施策に県民の皆様の御協力を頂けますように、各種講座や体験教室の開催、またアドバイザーや講師の派遣などその機能をフルに発揮しているところでございます。

#### 元木委員

個別の地域に根指した環境課題について、地元の方から要望を受ける際に、どこに相談に行ったらいいのかわからないというようなお話を伺っておりまして、これからの時代は特にそういった環境分野というのは、行政においても課題が多様化しておる時代でございますので、役割分担をはっきりさせていただいて効率的で効果的に環境施策の取組をしていただきたいなと思うわけでございます。

直接住民と接して対応すべきことは、できるだけ市町村の方の協力を得ながら、またSDGsという流れの中で世界的に取り組むべきことや国全体で取り組むべきことは国のほうにもっと役割を担っていただいて、都道府県はやはり自治体が定めるような取組と基礎自治体につなげられるような役割に特化して、効率的に環境施策をしていただきたいと思うのでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、危機管理環境部の残業が多いというような報道がありまして、今回新型コロナウイルス感染症の影響で、かなりの職員が疲弊しておるのではないかと。

そういう中で、業務をワークシェアリングのような形で、忙しいところの部局を他の部局の方々にサポートしていただくというような取組も大切なんではないのかと感じる次第でございますけれども、そういった他部局との業務の分担、連携の取組について質問をさせていただきます。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、元木委員のほうから今回の新型コロナウイルス感染症対策の中で、当部の残業時間が非常に多いということで地元新聞で報道されたところでございます。

業務が増えたことに対しましては、新型コロナウイルス感染症という県民生活に非常に深刻な影響を与える危機事象が発生した中での対応ということでございますので、いわゆる大きな災害が発生した場合と同程度の思いを持って対応してきたところでございます。

また、当然のことながら今回の新型コロナウイルス感染症の動きというのは、国としても初めての経験だったというところもございすので国、あるいは他の都道府県との情報交換といったものも含めていきますと、やはりそれなりの業務量になったのかなと感じているところでございます。

また、危機管理環境部としては当然のことながら全庁の司令塔の機能を有するような部署ということで、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催も含めまして調整を進めているところでございます。

その中で、例えば感染症対策につきましては保健福祉部、学校につきましては教育委員会、業に対する支援になりますと商工労働観光部というような形で、それぞれの業務が密接に関連する部分につきましては御協力いただきながら、例えば資料の作成でありますとか、あるいは県民の皆様方への周知広報について進めているところでございます。

そういったそれぞれの部局でも頑張っているところなんですけれども、やはり危機事象の対応というのは、全庁挙げて組織の持てる力を発揮するというのが極めて重要だろうというふうに考えておりますので、そういう観点からできるだけお互いに協力し合いながら業務を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

#### 元木委員

御答弁いただきましたとおり、今回の新型コロナウイルス感染症の問題というのは大規模災害に匹敵するようなものであって、そうした思いを持って取り組んでいるというようなことでございました。

危機管理環境部というのは、こういった災害の際には最も要となる部局であると思えます。そういう意味で、危機管理環境部の職員の方が疲弊をして、心の健康や体の健康を害したのでは元も子もないと思っております。

少しでも特定の部局、特定の方に負担が集中しないような体制を上層部の方にもしっかりと考えていただいて、ワークシェアリングを考えてしっかりとやっていただきたいと願う次第でございます。

続きまして、新規事業の関係でございます。

まず1点目、消費者被害防止！安全・安心向上事業の詐欺対策です。これは特別定額給付金を狙った詐欺がこれから横行するのではないのか、その対策で700万円ということでございます。

この詐欺被害の現状はどういった傾向にあるのかということ、また県警察本部でもかなり取組をされているという認識がありますけれども、県警察本部との役割分担について伺います。

#### 小林消費者政策課長

ただいま、元木委員のほうから新規の事業につきまして、御質問を頂いております。

まず、詐欺の現状ということでございますけれども、実は県警察本部のほうで特殊詐欺被害の状況を確認しておりますけれども、令和元年度につきましては30件で被害総額としまして7,775万円、平成30年度は36件で1億7,949万円、平成29年度は63件で9,283万円ということで、平均しますと1億円を超えるというような状況でございます。

被害状況ですけれども、県への特殊詐欺の相談件数というものがございます。県に消費者情報センターがございまして、そちらのほうに相談が入ります。その相談件数でございますが令和元年は230件、平成30年では479件、平成29年は827件というような状況になっております。

県警察本部との連携でございますけれども、この事業につきましては平成30年度に県内の全市町村に高齢者等を見守っています見守りネットワークというものを創設させていただいております。県は平成29年度からですけれども、市町村のほうでは平成30年度にさせ

ていただいております。

この見守りネットワークの構成メンバーは各警察署が入っております、そちらのほうと連携をさせていただいております。

先ほど元木委員もおっしゃいましたように、過去には県警察本部のほうも単独で行ってございますけれども、今回につきましては見守りネットワークを活用させていただきまして、特に高齢者から単身世帯、そういうところにきめ細やかに目を向けまして今回の措置というものを付けさせていただきたいと考えております。

#### 元木委員

御承知のとおり本県は高齢化社会を迎えておりまして、高齢者のみの世帯、そして一人でお過ごしになっている方の数も増えておるのではないかという中で、この事業が少しでも詐欺被害を食い止められるような取組につながっていくことを期待している次第でございます。

それで、資料を見ておりますと不審電話撃退装置の台数が600台ということで、この不審電話撃退装置を無償でお貸しする事業ということでございますけれども、これを無償にする理由や台数の考え方についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、無償にしますと希望者が増えてしまう可能性がある、オーバーしてしまう可能性があると思っておりますけれども、そういったときにどういうふうな対応をされるのか聞かせていただきます。

#### 小林消費者政策課長

ただいま、元木委員のほうから無償の不審電話撃退装置の質問がございました。

まずは台数でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどもお話をさせていただきました県の消費者情報センターのほうでいろいろと県民からの相談を受けてございますけれども、電話による勧誘などの相談件数が増えておりまして、その件数なんですけれども令和元年度で136件、平成30年が160件、平成29年で166件ということで、単純に平均しますと154件ということでございました。

実は、平成30年度に消費者庁のほうで消費者白書というものを出してございまして、その消費者白書の中に潜在的なトラブルというのがあります。それが相談件数の10倍ぐらいあるということです。さらに、この相談件数というのが4割程度あるということでございますので、600台ぐらいということで計算しております。

次に無償の理由でございます。47都道府県に調査をさせていただいたのですが、有償のほうは実際のところ1県だけで、そこは買って下さいというような形でございますので、基本的には無償対応になっているのかなというふうに考えております。

それから、オーバーしたらどうするのかということでございますけれども、今回600台の装置を御希望の方に設置させていただくのですけれども、その際に、使っていた方にアンケートをさせていただきまして検証させていただきたい。その検証を踏まえた上で、今後の対応にも反映したいというふうに考えております。

#### 元木委員

是非、応募が殺到した場合には対応の検討をしていただきまして、有償ということも視野に入れながら少しでも多くの方に活用していただきたいということと、この不審電話撃退装置の設置を通じまして、少しでもこの詐欺や悪質商法の摘発等につながっていくことに期待を申し上げる次第でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症患者ペット対策事業ということで、ペットの関係の予算もございますけれども、このペットにつきましても新型コロナウイルス自体がうつりづらいということもありまして、ペットを飼われている方もどういったことやっていったらいいのかなというようなことで、心配されている方もいらっしゃるのかなと。

そういう中で、ホームページ等を見ておきますと、まずは飼い主が感染しないことを一番に考えてくださいというような発信を県としても行っておるわけでございますけれども、県としましても様々な衛生対策をもっと強化したらというような御意見があるわけです。ペットの衛生面への対策について、県のお考えを聞かせていただきます。

#### 中村動物愛護管理センター所長

ただいま、新型コロナウイルス感染症患者ペット対策事業の中での啓発について、御質問いただいたところでございます。

この事業につきましては、飼い主が新型コロナウイルスに感染して長期入院が必要になったり、やむを得ずに犬・猫が家に残る場合などを想定しているところでございます。

また、預かりにおきましては、ペットの二次感染を防止するところに視点を置いているところでございます。

当センターにおきましては、啓発事業といたしましてQ&Aを当ホームページへ掲載したり、また動物取扱業者、動物ボランティア、そうした部分とタイアップしながら周知を図っているところでございます。

また、県獣医師会との情報の共有であったり、新聞やテレビなどでペット対策の周知・啓発を行ってきたところでございます。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症を含めまして人獣共通感染症について、県民の皆さんにより分かりやすくお伝えするためにも、今回の事業で啓発リーフレットを作ろうと思っておりますので、県獣医師会を通じて動物病院とかその他の関係機関に配布したいというふうに考えております。

#### 元木委員

是非、ペットを飼われている方々に対して分かりやすく、啓発の方法を工夫してしっかりと広報していただきたいと願っています。

それに関連しまして、生活衛生関係営業継続応援事業ということで今回7,000万円の事業費がございまして、これは給付金と受け止めておりますけれども、先ほどのペットの衛生面の向上に資するような事業所ですとか、あるいは人につきましても理容業ですとか、美容業ですとか、その人や動物の衛生面に資する取組をしていただいている事業者に対しましては、それに資する新しい機器を導入する際には経費の支援ですとか、そういった給付金的な部分も強化してはどうかと考えるわけでございます。

この事業でそういった事業者の新たな衛生面の強化についての経費への支援というのは

可能なのでしょうか。

山本安全衛生課長

生活衛生関係事業者又はペット業者等の新たな感染症対策の支援についての御質問でございます。

今回、当課で上げております生活衛生関係事業者応援給付金につきましては、飽くまで日本政策金融公庫の貸付けに対しまして融資の10パーセントを給付するという制度でございまして、様々な新型コロナウイルス感染症対策に関する事業継続についての助成金につきましては、商工労働観光部のほうで行っています。

元木委員

商工労働観光部が中心ということでございますけれども、商工労働観光部の支援だけでは、どうしても掛からない部分があるのではないかと懸念しているところでございます。

危機管理環境部におきましても、是非こういった生活衛生関係営業の業種、特に人や動物の衛生面での向上につながるような前向きな取組をやりたいという事業者がいたときに、そういった取組を支援するような方向での施策を検討していただきたいということを要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

仁木委員

まずは、報告事項のところから質問させていただきたいと思えます。

資料2から危機管理調整費の執行状況でありますけれども、その配分を見てみますと、この商工労働観光部の3億4,100万円というところが一番目立っているわけなのですけれども、それはどのようなものなのかお聞かせいただけたらと思えます。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、仁木委員から危機管理調整費につきまして、御質問いただいたところでございます。

今回の危機管理調整費ですけれども、新型コロナウイルス感染症という危機事象の発生に伴うものでございますけれども、今回の事案は、県民の生命・健康はもとより県民生活や社会経済活動に非常に大きな影響を及ぼしているところでございます。しかも、その事態は刻々と変化をしているという流れになってきているところです。

そうした事態に機動的に対応するため、令和元年度におきましても2月補正予算を、令和2年度の4月の段階でも4月補正予算という形で危機管理調整費の大幅な増額をお認めいただいたというところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、正に今申し上げましたとおり緊急事態宣言が出されるなど、刻々と事態が変化をしているというところでございまして、これまでもマスクやアルコール消毒液といった資材の購入をはじめ学校の臨時休業の対応、更には今回御質問のありました深刻な打撃を受けている宿泊観光業界に対しまして、国の支援事業開始までの間を県としてもしっかりと下支えする事業として活用させていただいたというところでございます。

今回はこの部分につきまして、商工労働観光部のほうから県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業ということで、危機管理調整費の活用をということでございましたので、その部分で活用させていただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

#### 仁木委員

私が所見で申し上げたいのは、危機管理調整費はいわゆる予備費みたいな格好で、間に合わなかったら何でも使ってくださいということだと思っております。

だから、それを使った後で言うことが間違えているのかもしれないけれども、使い方や選び方が実際にどうなのかなとちょっとだけ私は疑問に感じます。というのが、県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業が観光のところでしないといけないのは分かるのですけれど、これというのは危機管理調整費を使わなかったらできなかったものなのか、それとも6月補正予算で対応できるのではないのかというところが気になるわけです。

何が言いたいのかといいましたら、今回は6月補正予算の先議にするという分がありますよね。例えば、生活衛生関係事業者応援給付金の分、それと違う県の応援給付金もありますけれども、こういったものを先に危機管理調整費に充て込むべきではないのかと思うわけです。

危機管理環境部では、県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業が本当にこれで妥当だと思われているかどうかだけ確認させてください。これがいいというのであれば、私はそれでいいと思いますけれど、この報告については質問させてもらいたいです。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、危機管理調整費への充当ということでございます。

実は5月末に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、その後6月に入りますと県をまたぐ移動が首都圏以外で解除されるような状況になってきたわけでございます。

これまでは、新型コロナウイルス感染症対策に対し、予防ということを第一にやって対策を打ってきたつもりでございますけれども、当然フェーズが変わっていく中では感染予防のための対策ということと、もう一つは社会経済活動を段階的に上げていくということを早急にしっかりと取り組んでいく必要もあるというふうに考えているところでございます。

これまで移動については不要不急の外出を控えるというようなことをお願いしてきたところでございますので、深刻な影響を受けている宿泊観光業界に対しまして、国の支援も出てこようかと思うのですけれども、その間しっかりと県としても下支えをしていくというような考えの下でやっているところでございまして、既にこの危機管理調整費を充当してこれらの事業については既に着手し、スタートをさせていただいているところでございます。

やはり、できるだけ早いタイミングで県民の方々にこういう事業のお知らせをすることによって、安全・安心を感じていただけるということも必要だというふうに思っているところでございます。

## 仁木委員

この件については今の答弁で結構ですけれども、絶対にこれだけ早くしなければいけないのかということところがちょっと分かりかねます。

既に予算が付いたものですから、それはもういいのですけれど、今後危機管理調整費の使い方というのは十分に、例えば緊急性を要するものとか、いわゆる先決に当たるようなもので本当に急ぎでしなくてはならないようなものにきちんと充当してもらいたい。一つの意見として付け加えておきたいと思います。

次に質問させていただきたいのですけれども、特殊勤務手当は今も予算が入っています。この予算は違う所管の委員会ですけれども、先般、地元新聞で出ました。

特殊勤務手当が県又は県内の市町村の状況で差が出たわけですが、これは何で市町村と乖離<sup>かい</sup>があったのかという分析はできていますでしょうか。

## 勝間危機管理環境部次長

ただいま、仁木委員から新型コロナウイルス感染症対応の医療従事者がメインになるかと思うのですけれども、特殊勤務手当について新聞報道がなされたということでございます。

これらにつきましては、その関係部局であります保健福祉部、それから病院局といったところで適正に対応をさせていただいているというふうに思っているところでございます。

それぞれの担当部署で増額が必要であれば、またこういう手当の増額ということも図れるものだというふうに思っているところでございます。

## 仁木委員

それはそれでしてほしいと思うのですけれども、私がちょっと気になるのは、この医療関係の特殊勤務手当というところについて、今フォーカスされていると思うのです。でも、医療従事者の特殊勤務手当について、国からの予算が出たのは4月でしょう。条例改正もしていないのに市町のほうがきちんとできていることについて、どうなのかと疑問に思います。

そこら辺を調査されたほうがいいのではないかと私は思うのです。それはなぜかと言いましたら、市町によっては、医療従事者がいる市民病院や公立病院を持っていない所が多いですね。それなのに特殊勤務手当が充当できているというのは何か違った形で、例えば消防だったら各市町村に組合を作っているものがあると思うのですけれども、その特殊勤務手当を準用しているとか、何かそういった形になっていないのかなと思うのです。

ですから、こういうところを調べていただいて、例えば県に置き換えても特殊勤務手当の準用ができる何かを設けていて、違うものに準用していくということにしていかなかったら、医療のところだけ抜けてしまうというような今回みたいな事例が起こるのではないかと思うのです。ですから、その点を分析していただければと思います。

次に移りますけれども、生活衛生関係営業者応援給付金を申請されるときに皆さんに御意見を賜りますのは、生活衛生関係営業者応援給付金ともう一つの新型コロナ対応！企業応援給付金も同じ種類ですけれども、両方を併用できないというのは理解できます。しかしながら、例えばセーフティネット資金で借入れを行っている人と生活衛生新型コロナウ

ウイルス感染症特別貸付で借入れを行っている人は、両方の借入れを新型コロナウイルス感染症関係で実際に行っているのです。

これを合算して給付金の申請ができないのかという相談を受けるのですが、給付金設立の最初の目的というのは、利子補給が一番のメインだったように説明を受けております。

ですから、借入れに対してどちらか一方だけではなく、新型コロナウイルス感染症関係の借入れの分に対しても総じて給付されることが適切と思うのですが、その点はどのような仕組みになっているのかお聞かせいただければと思います。

#### 山本安全衛生課長

県の生活衛生関係事業者応給付金と新型コロナ対応！企業応援給付金の併用、更に貸付制度についての御質問でございます。

そもそも県の制度としましては、2月にセーフティネット資金の貸付けを開始しております。仁木委員がおっしゃいましたように、利子補給的な目的で4月に新型コロナ対応！企業応援給付金を開始したということでしたが、セーフティネット資金の貸付けに当たりまして、一部風俗営業の許可を持ちます飲食業の方が対象にならないということがございました。そういった方を救済するという目的におきまして、日本政策金融公庫の生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付が借りられるということでもございましたので、県のほうとしましては5月から生活衛生関係事業者応援給付金という形で、それらを借りた方の事業継続を支援するための制度として新しく始めたということでもございます。

従いまして、元々の制度としまして新型コロナ対応！企業応援給付金を補足する形で広く事業者の方を救済するというものでありまして、どちらか一方の給付金が受けられるということに県の制度として整理を行ったというところです。

#### 仁木委員

今、御答弁いただいたのはどちらか一方の給付金という答弁です。そうではなくて、どちらか一方の借入れの分でなければ、どちらか一方しか申請できないようになっているはずですよ。

例えば理髪業だつたとします。生活衛生関係事業者応援給付金を日本政策金融公庫から借入れできますよね。そうしたら、こちらの徳島県信用保証協会でも借入れの申請の対象となります。この両方で新型コロナウイルス感染症対応の借入れを行われた方がいらっしゃるのです。これを合算して給付金の対象にはならない現状となっているのです。利子補給が最初の原点なのであれば、これを合算していけるようにするといったことではないのでしょうかという質問なのです。もう一つの給付金を併用するというのではないということなのですか。

#### 山本安全衛生課長

給付金の制度ではなく、貸付けの制度と併せてという御質問でございますが、繰り返しになりますけれども、県の制度としてまずはセーフティネット資金の貸付けがあります。

それに対応する給付金がありまして、更にそれを補うという形で日本政策金融公庫の貸

付けを対象とした給付金で担っているという制度設計になっているということでございますので、両方併せてということではなく、特に5月以降はセーフティネット資金又は日本政策金融公庫の生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のどちらかを選べるというふうな制度設計の中で、御判断いただければというふうな仕組みになっておるところであります。

#### 仁木委員

いずれにしても、同じ新型コロナウイルス感染症対策での借入れだったとしても、セーフティネット資金と生活衛生関係営業者応援給付金だったとしても、これを合算することができないということで理解ができましたが、その辺を検討していただいたほうがいいと思いますので御理解いただきたいと思います。

最後ですけれども、特別定額給付金は市町村と国の分ではありますけれども、危機管理環境部関係の中でのいわゆる県内の情勢ということで御理解いただきたいのですけれども、これは一つだけしか聞きません。

10万円の特別定額給付金は、支給の期間が3か月とある。これはどこから起算して支給の期間になるのか教えてもらいたいです。

例えばオンライン申請の部分から起算されるのか、若しくは郵送で届いた時から起算されるのかというところを教えてくださいと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、仁木委員から特別定額給付金につきまして、御質問いただいたところでございます。

この特別定額給付金につきましては、仁木委員がおっしゃるとおり国と市町村のほうで主体的に動かされている事業でございます。

県としては、政策創造部のほうで市町村との間の中で取りまとめをさせていただいているという形になります。

期間の話ですけれども、国のほうから示されているものを見ても、給付申請の受付開始日と給付の開始日は市町村が決定することとなっております。申請の期限につきましてはオンラインではなくて郵送申請方式の受付開始日から3か月以内になっていると聞いているところでございます。

#### 岩佐委員長

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。（13時46分）